



府中市の 木造住宅耐震化助成制度について

**令和8年7月9日（木）
木造住宅耐震セミナー & 個別相談会**

府中市 都市整備部 住宅課 住宅安全係

木造住宅耐震化の基本的な進め方

耐震化の検討

- 誰でもできるわが家の耐震診断 （国土交通省監修／日本建築防災協会編集 自己診断コンテンツ）

市のHP『建築物の耐震化について』から、（一財）日本建築防災協会のHPにリンク



- 専門家に相談

市は、耐震アドバイザーの派遣（無料）を実施

耐震性に不安があれば

専門家による耐震診断

市は、耐震診断への費用助成を実施

耐震性を
満たさない場合

耐震改修

（耐震診断結果に基づく補強設計を行った後、耐震改修工事を実施）

耐震除却

耐震シェルター等設置

市は、耐震改修・耐震除却・耐震シェルター等設置への費用助成を実施

住宅耐震化への市の支援制度

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

市の支援制度の対象となる木造住宅

対象要件	1 耐震アドバイザー派遣事業	2 耐震診断・耐震改修等助成事業			
		耐震診断	耐震改修	耐震除却	耐震シェルター等設置
～昭和56年5月建築	○	○	○	○	○
昭和56年6月～ 平成12年5月建築 (2階建て以内・在来 軸組工法※に限る)	○	○	○	—	—

令和7年4月に対象拡大

(耐震改修助成・耐震除却助成・耐震シェルター等設置助成の併用は不可)

※在来軸組工法・・・柱や梁などの木材を組み合わせて建物の骨組みを構成する、日本の伝統的な木造建築工法

共通要件

①一戸建ての木造住宅であること

※店舗等を兼ねる場合、店舗等の床面積が住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限ります。

②所有者等が現に居住し、かつ住民登録していること

※所有者等とは、所有者本人、所有者の配偶者又は所有者の二親等以内の親族をいいます。

※耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が耐震診断・耐震改修の実施後すみやかに居住予定の場合を含みます。

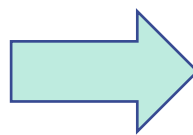
③市税等の滞納がないこと

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業

平成12年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅の所有者等を対象に、**無料**で、ご自宅に耐震化に関する専門的な知識を持つ建築士が2回訪問し、簡易耐震診断を行うとともに、耐震化に関する情報提供や相談などを行います。

1回目の訪問

目視による外観調査と内部調査及び聞き取り調査により、ご自宅の簡易的な耐震診断を行います。



2回目の訪問

簡易耐震診断の結果を報告するとともに、耐震化の流れや耐震改修方法の事例及び府中市の助成制度の案内など、ご自宅の耐震化に関する総合的なアドバイスをを行います。



昭和56年6月～平成12年5月に建築された住宅の場合

上記の内容に加え、1回目の訪問時に、建築工法の確認を行います。
耐震診断を希望し、建築工法が在来軸組工法であることがあらかじめ確認できない場合は、耐震アドバイザー派遣を必ず受けてください。

本日お申込みいただくことも可能です

2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

① 耐震診断助成

平成12年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅の所有者等を対象に、耐震診断に要した費用の3分の2(限度額12万円)を助成します。

耐震診断の実施機関は、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士となります。

耐震診断

助成限度額

12万円

(ただし、耐震診断費用の3分の2)

耐震改修

耐震除却

耐震シェルター等の設置



2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

② 耐震改修助成

耐震診断

助成事業で実施した耐震診断で上部構造評点(Iw値)が1.0未満と診断された住宅で、Iw値を1.0以上とする耐震改修工事を行う所有者等を対象に、耐震改修に要した費用の2分の1(限度額170万円)を助成します。

改修事業者は、むさし府中商工会議所が実施する耐震補強に関する講習会を受講した事業者に限ります。

耐震改修

...

助成限度額 170万円
(ただし、耐震改修費用の2分の1)

耐震除却

耐震シェルター等設置



(耐震改修・耐震除却・耐震シェルター等設置の併用不可)

2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

③ 耐震除却助成（昭和56年5月以前に建築された住宅のみ）

耐震診断

耐震アドバイザー派遣

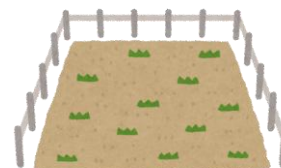
耐震改修

助成事業で実施した耐震診断でIw値が1.0未満と診断された住宅、または耐震アドバイザー派遣事業で実施した簡易耐震診断で倒壊の危険性があると判断された住宅の所有者等を対象に、住宅の除却に要した費用の2分の1（限度額50万円）を助成します。

耐震除却

助成限度額 **50万円**
（ただし、除却費用の2分の1）

耐震シェルター等設置



（耐震改修・耐震除却・耐震シェルター等設置の併用不可）

2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

④ 耐震シェルター等設置助成（昭和56年5月以前に建築された住宅のみ）

耐震診断

助成事業で実施した耐震診断でIw値が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、世帯の状況が次の①・②のいずれかに該当する場合、耐震シェルター等の設置に要した費用の4分の3（限度額30万円）を助成します。

①65歳以上の方のみで構成された世帯

②身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者手帳1級をお持ちの方がいる世帯

耐震改修

耐震除却

耐震シェルター等設置

※助成対象となる耐震シェルター等は、東京都が東京都耐震ポータルサイト内で、安価で信頼できる工法・装置として事例紹介しているものに限ります。



防災ベッドの一例

助成限度額 **30万円**
（ただし、設置費用の4分の3）

（耐震改修・耐震除却・耐震シェルター等設置の併用不可）

お気軽にご相談・お問い合わせください

耐震化に関する相談・問合せ

府中市 都市整備部 住宅課
住宅安全係

電話 042-335-4173(直通)



府中市との関連を装った 耐震診断・改修業者にご注意を！

電話や自宅への訪問で、市役所から依頼されたなどと偽り、市や国・都との関連があるような紛らわしい営業活動で耐震診断などの勧誘を行う業者がいます。**不審な電話や訪問などがありましたら、即答せずに、まず市にお問合せください。**



「かたり調査」にご注意を！

国土交通省を名乗る者が訪問し、「国土交通省が行う住宅の耐震対策に関するアンケートに答えて欲しい。」などとかたる事案が発生しています。国土交通省では、住宅の耐震対策に関して、一般家庭を対象とした戸別調査によるアンケート調査は行っていません。